

滋賀県淡水真珠振興計画の改定素案について

I 計画の概要

- 「真珠の振興に関する法律」(平成28年法律第74号)に基づく県計画。

第3条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

- 内容は、真珠産業の振興のための施策、真珠の需要の増進のための施策に関する事項等。
- 県の施策について、総合的かつ計画的に実施するため、国の基本方針に即して定めるもの。

II 改定の考え方

- 現計画を基本としながら、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に、現在、改定作業が進められている上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」および「琵琶湖保全再生施策に関する計画」との整合を図った計画とする。
- 計画期間は、滋賀県農業・水産業基本計画や滋賀県内水面漁業振興計画の終期に合わせ、令和3年度～令和7年度。

III 主な改定内容

- 真珠生産の安定化と増大を図るためには、特に母貝生産の安定化を図ることが急務であることから、以下について盛り込んだ。
 - ・ 母貝生産の安定化と効率化に寄与する技術の開発と普及。
 - ・ 母貝生産に必要なナマズ等魚類の安定供給。
 - ・ 養殖業者間で母貝等を融通し合う等、母貝供給体制の構築。
 - ・ 新規漁場開拓のための調査
- より高品質な真珠生産につながる母貝生産のため、系統の確立に資する研究開発推進を盛り込んだ。
- 真珠養殖技術の継承のためマニュアル化や映像化など、技術の記録・蓄積を盛り込んだ。
- 需要の促進については、業界関係者それぞれの取組により、加工販売の多様化、戦略的積極的なPR、催事への出店、真珠の核入れ体験、貝殻の有効活用など、琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上が進んでいることから、それぞれの自主性を重視しつつ、関係者のニーズを踏まえたサポートを基本に置いて、出前講座なども活用し、県民の理解・関心を高める取組を推進することとした。

IV 改定スケジュール

令和2年12月14日	常任委員会報告(改定について)
令和3年 3月10日	常任委員会報告(改定素案について)
6月	常任委員会報告(改定原案および県民政策コメント実施について)
7月	県民政策コメントの実施
9月	常任委員会報告(計画案について)
10月	計画策定および公表

改定「滋賀県淡水真珠振興計画」の概要(素案)

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> ●本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。 ●現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。 ●「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、現計画期間の満了に伴い改定する。 	
2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間	
II 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,000kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。 ●当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛んだった。 ●昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減した。 ●現在も生産は低迷しており(H24年:11kg→R元年:19kg)、生産者団体も解散し、業界としてもまとまった取組が困難となっている。 ●母貝の安定生産が喫緊の課題。その他、漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成、関係者間の連携が課題。
III 目指す姿	技術が継承され続け、小さくともキラリと輝く地域資源としてしっかりと存在感を示す真珠産業

